

総務市民委員会 会議録

日 時 令和5年8月28日（月曜日）

午前10時開会 午後0時25分閉会

場 所 第3委員会室

日 程

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 協議事項
 - (1) 消防本部関係
 - (2) 市長公室関係
 - (3) 総務部関係
 - (4) 市民生活部関係
- 4 閉 会

出席委員（8名）

委員長	奥谷	崇
副委員長	目黒	英一
委 員	古沢	喜幸
委 員	篠塚	昌毅
委 員	小坂	博
委 員	滝田	賢治
委 員	菅井	歩美
委 員	柳澤	健二

説明のため出席した者（19名）

市長公室長	船沢	一郎
総務部長	塚本	哲生
市民生活部長	真家	達成
消防長	檜山	保明
消防次長	本橋	一夫
政策企画課長	佐々木	啓
行革デジタル推進課長	元川	宏
財政課長	山口	正通
人事課長	塚本	浩幸
管財課長	皆藤	秀宏

課税課長	田中 裕之
納税課長	北島 康雄
生活安全課長	中山 悟
環境保全課長	日高 寿志
環境衛生課長	羽成 健之
消防総務課長	磯山 公奉
予防課長	比氣 武行
警防救急課長	堀本 良博
スポーツ振興課係長	永木 聡

事務局職員出席者

主 査 津久井 麻美子

傍聴者（0名）

○奥谷委員長 皆さんおはようございます。ただ今から、総務市民委員会を開会いたします。本日は事前の委員会でありますので、本会議に上程される案件についての詳しい質疑は基本的に定例会中の本委員会で行うことにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○奥谷委員長 それでは、そのように御協力をお願いいたします。早速、消防本部の案件について協議を行います。サイドボックスは、総務市民委員会、令和5年、8月28日開催のフォルダをお開きください。消防本部資料に基づきまして、資料①土浦市消防フェスティバル2023の開催について、執行部より説明をお願いします。

○磯山消防総務課長 土浦市消防フェスティバル2023の開催について、御説明いたします。まず、開催日時につきましては、令和5年10月9日月曜日、スポーツの日の9時から12時まで行います。開催場所につきましては、田中町の土浦市消防本部にて開催いたします。開催目的につきましては、見て、触って、体験してを通じて、市民に防火・防災に対する意識を高めてもらうとともに、消防を身近に感じていただくこととございます。つぎに、催し物について御説明いたします。まず、体験コーナーといたしまして、協賛企業でございます日立建機株式会社による重機乗車体験。協賛企業でございます関東鉄道株式会社によるお絵かきバス体験。消防職員指導による応急手当体験、水消火器体験、消防車からの放水体験、濃煙体験、救助体験、はしご車搭乗体験を行います。はしご車搭乗体験は、例年希望者が多いので、搭乗希望者の中から抽選により選びます。合計8か所の体験コーナーを設けてございます。つぎに、見学コーナーについて御説明いたします。協賛団体であります土浦市防火・危険物安全協会による住宅用火災警報器展示ブース。協賛企業でございます東京電力パワーグリッド株式会社による感震ブレーカー展示ブース。協賛団体でございます茨城県防災航空隊の展示ブース。土浦市防災危機管理課による防災ブース。消防本部による消防資機材展示。車両見学コーナーには、消防本部の消防車、救急車の展示。協賛団体でございます総合病院土浦協同病院のラビットカーの展示を行います。消防職員による救助訓練の披露。土浦市消防団ラッパ隊による演奏。協賛企業でございます吉本興業ホールディングス株式会社所属のお笑い芸人による吉本芸人ライブを行います。合計9か所の見学コーナーを設けてございます。その他のコーナーとしまして、例年行ってございます消防職員がチャリティーバザーを行うとともに、軽食コーナーを設けます。軽食コーナーは協賛団体でございます土浦市防火・危険物安全協会により、ポップコーン、フランクフルト、ソフトドリンクの販売を行います。その他としましては、天候等の状況によりましては、開催中止となる場合もございます。消防フェスティバルの中止決定をした場合には、午前6時に、消防本部のホームページに掲載いたします。以上で、消防フェスティバル2023開催の御説明を終わります。よろしく願いいたします。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○古沢委員 これは、実際お祭りと同じような感じですね。いつからこの事業が展開されていたんでしょう。私は記憶ないんですけど。

○磯山消防総務課長 見て、触って、触れていただくお祭りのようなものでございます。開催は平成30年に第1回が行われました。令和2年と3年はコロナ禍で中止いたしましたので、今回で4回目でございます。以上でございます。

○奥谷委員長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料②令和5年度秋季点検について説明をお願いいたします。

○堀本警防救急課長 それでは、資料②令和5年度秋季点検についてをお開きください。令和5年度秋季点検について、御説明をいたします。日時は令和5年11月12日日曜日、8時30分からでございます。場所は土浦市田中町、土浦市消防本部、屋外訓練場でございます。主催は土浦市消防本部、土浦市消防団。目的は、人員、姿勢、服装及び礼式の点検を行い、消防団に対し、厳正なる規律の涵養を図るとともに、消防団活動を円滑に運営することを目的としております。参加者は土浦市消防本部、土浦市消防団の職団員でございます。その他といたしましては、雨天の場合は中止となりますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。補足といたしまして、秋季点検の内容でございますが、はじめに、消防職団員の点検を行います。点検後に、職団員の表彰、点検者訓示、団員者挨拶、御来賓者の御紹介をいたしますのが一連の流れでございます。どうぞよろしくお願いいたします。また、秋季点検に伴う御案内を10月中旬にメールでお知らせいたしますので、御確認をお願いいたします。雨天により中止になる場合も、6時30分に態度決定いたしますので、7時頃までにはお知らせをいたしますので、御確認をお願いいたします。秋季点検についての御説明は以上となります。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、そのほか消防本部からございますでしょうか。

○檜山消防長 私からは消防救助技術大会についてでございます。総務市民委員の皆様におかれましては、県の救助大会突破後ですね、7月の暑い中、消防本部までお越しいただいて、激励、御支援いただきまして誠にありがとうございます。おかげさまをもちまして、7月21日に栃木県宇都宮で行われた関東大会を突破しまして、先週金曜日には、北海道札幌で行われた全国大会に出場してまいりました。そちらの結果につきましては、担当課長から御報告させますので、よろしくお願いいたします。

○堀本警防救急課長 今回の消防長の御説明に少し重複いたしますが、もう一度私のほうから、改めて御説明をさせていただきます。8月25日に札幌市で行われました、全国消防技術救助技術大会に、本市消防本部の特設救助隊員が21年ぶりに出場してまいりました。出場に際しましては、6月に消防本部訓練場に皆様にお越しをいただきまして、選手に温かい御支援と激励のお言葉をお掛けいただきましたことで、7月に行われました関東地区救助指導会におきましては、上位の成績を収め、全国大会に出場することができました。これも皆様の日頃からの御理解と御支援の賜物と思っております。この場をお借りしまして、深く感謝を申し上げます。今後も多くの救助隊員が全国大会に出場し、土浦市を全国にPRするとともに、市民の安心安全のため、救助技術の向上に

努めてまいりますので、今後とも御指導のほどよろしくお願いいたします。結果ですが、ロープブリッジの救出の部で28チームが参加をいたしました。28チームで112名が参加。残念ながら本市におきましては、400点満点中の採点でしたが、5点ほど減点がございまして、優秀賞というのはいただけなかったんですが、21年ぶりに出場してまいりましたので、救助隊員はかなり自信を持って、今後も救助技術の向上に励むと思いますので、今回はいい勉強になったと思います。本当にいろいろありがとうございました。貴重なお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。以上でございます。

○奥谷委員長 本当にお疲れ様でした。この経験をぜひ消防本部内で共有していただいて、後輩の皆さんにもお伝えいただきたいと思います。引き続きよろしくお願いいたします。ほかに消防本部からございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 ないようですので委員の皆様から執行部に何かございますか。

○古沢委員 札幌ですか、北海道の。何人ぐらい参加したんですか。

○堀本警防救急課長 こちらは、全国で参加本部は196本部、参加隊員は699名でございます。茨城県からは、4消防本部、6チームが出場してまいりました。土浦市は隊員が4名です。その他、安全管理、随行等含めまして、あと、秘書課と市長も弾丸で来ていただきましたので、12名でございます。

○奥谷委員長 それでは、ほかにございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 ないようですので、消防本部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れ様でした。

(消防本部退席)

(市長公室入室)

○奥谷委員長 それでは、引き続き、市長公室の案件について協議を行います。市長公室資料に基づきまして、資料①令和5年度土浦市一般会計補正予算(第6回)(案)財政調整基金について、執行部より説明を願います。

○山口財政課長 サイドブックス一つお戻りをいただきまして市長公室フォルダ資料の①一般会計補正予算の(第6回)(案)財政調整基金についてをお願いをしたいと思います。一般会計補正予算の第6回財政調整基金への積立金の計上でございます。1番の今回の積立ての理由でございますけれども、決算上の剰余金につきましては、地方財政法の規定によりまして、2分の1以上の金額を積立てまたは繰上償還しなければならないとされております。このようなことから、令和4年度の決算上の剰余金、実質収支を財政調整基金へ積み立てるものでございます。積立額につきましては、2番の補正予算額を御覧いただきたいと思います。表の下の算定式にもございますように、令和4年度の歳入から歳出を差し引いた形式収支、39億7,004万6,000円から、令和5年度に繰り越した歳出予算に充当すべき金額、10億3,488万5,000円を差し引いた実質収支は、29億3,516万1,000円となりました。この実質収支から当

初予算で繰越金として計上した3億円及び第3回定例会に提出を予定しております補正予算の財源として充当する2億9,170万3,000円を差し引いた残額、23億4,345万8,000円全額を財政調整基金に積み立てるというものでございます。その下に参考といたしまして、令和5年度の財政調整基金の予算上の状況を記載させていただいております。積立金は、当初予算と今回の補正予算合わせまして、23億4,345万9,000円。取崩し額は当初予算で15億円。これまでの補正予算の財源として、5億5,658万2,000円ほどを充当しておりますので、合わせて20億5,658万2,000円となりまして、現在は積立てが取崩し額を上回っているという状況でございますので、差引き2億8,687万7,000円の増となるものでございます。説明につきましては以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問ございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 つぎに、資料②令和4年度決算に基づく健全化判断比率等の報告について及び令和4年度決算に基づく資金不足比率の報告については関連がございますので、一括して説明をお願いします。

○山口財政課長 サイドブックス一つお戻りをいただきまして、資料の②令和4年度決算に係る健全化判断比率等をお願いします。では、1枚おめくりをいただきまして、2ページをまずお願いいたします。この健全化判断比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる健全化法の規定によりまして、決算に基づき、毎年作成をいたしまして、監査委員の意見をいただき、議会に報告の上公表しているというものでございます。中ほどの図にございますように、指標では健全段階、それから財政の早期健全化、これは早期健全化基準というものです。それから、財政の再生、財政再生基準というものに分類をされまして、早期健全化基準以上になりますと、それ以上の財政の悪化を防ぐため、財政健全化計画を策定しなければならず、財政再生基準以上になりますと、財政再生計画というものを策定しまして、地方債の制限など、国等の関与により財政再生に取り組まなければならないというものでございます。その下にございますように対象範囲ですけれども、一般会計から、公営事業会計、それから一部事務組合、公社、第3セクターまでを網羅した4種類の指標が対象となっているというものでございます。具体的には、3ページをお願いをしたいと思います。まず①の実質赤字比率でございますけれども、実質赤字比率は形式的には黒字であっても、翌年度の収入を繰り上げていたり、支払いを翌年度に繰り延べするなど、実質的に赤字である場合、一般会計等における、実質赤字が、財政規模に対してどれくらいの割合となっているのかを示す比率でございます。赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すというものでございます。その下の②の連結実質赤字比率は、先ほどの一般会計等に特別会計、それから公営企業会計も加えまして、地方公共団体、全会計における実質の赤字の割合を示したというものでございます。①の実質赤字比率、②の連結赤字比率、いずれも本来生じるべきものではなく、本市では赤字ではありませんでしたので、該当なしというものでございます。4ページをお願いをいたします。③の実質公債費比率は一般会計、それから

特別会計、公営企業会計の地方債の償還金、すなわち公債費や特別会計への繰出金等で公債費に充てられたものなど、実質の公債費の財政規模に対する割合を示すもので、借入金等の返済額などの大きさを指標化しまして、資金繰りの程度を示すというものでございます。本市におきましては、上段の青枠の白抜きにございますように、過去3年の平均で5.1パーセントとなり、昨年度が4.4パーセントでしたので、0.7ポイント上昇いたしまして悪化をしておりますが、早期健全化基準は25パーセントですので、基準を下回っているという状況でございます。単年度の指標では、中ほどの算定式にありますように、5.9パーセントとなっております、一番下の水色の枠内にもございますように、令和2年度、令和3年度、令和4年度と、年々上昇し続けておりまして、昨年度4.9パーセントでしたので、単年度では1.0ポイント上昇し、3年連続で悪化をしているという状況でございます。3か年平均と単年度がいずれも悪化している要因は、大規模事業の償還が始まりまして、償還が増加していることによるというものでございます。公債費は、現在本年度をピークといたしまして、令和10年度頃まで同水準で推移すると見込んでおりますので、今後も実質公債費比率の指標が悪化していく可能性があるというものでございます。つづきまして、5ページをお願いいたします。④番といたしまして、将来負担比率でございます。前に説明いたしました実質公債費比率が、公債費の水準を図る指標であるのに対しまして、将来負担比率は、地方債の償還や債務負担行為の額、市が将来にわたって負担すべき職員全員の退職金、広域事務組合の公債費や公社等の負債など、将来の財政負担と考えられるものから、基金などの将来負担に対する財源として見込める歳入を差し引いた実質的な負担額が、財政規模に対してどれくらいの割合を示すものでございまして、将来的に財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標となっているものでございます。将来負担比率は昨年度の14.5パーセントより9.4ポイント改善し、5.1パーセントとなりました。改善した理由といたしましては、償還額が借入額を上回っていることによる市債残高の減少、それから基金への積立てなどが主な要因でございます。しかしながら、地方債残高は令和3年度の普通会計で見ますと、約693億円と県内32市の平均333億円、類似団体50市の平均381億円と比較をいたしますと約二倍の残高を有しているということから、将来世代に過度に負担をかけないように注意していくというふうに思っております。6ページをお願いいたします。資金不足比率は公営企業会計ごとの資金不足の状況を表したもので、経営状態の悪化の度合いを示す指標でございます。中ほどの四角で囲ってあります下水道事業、それから農業集落排水事業、水道事業の三つの公営企業単体の赤字の割合を示すもので、一番下に記載してございますように、いずれも資金不足は生じておりませんでした。以上が、財政健全化法に基づく健全化判断比率でございまして、全国的に見ましても公表の義務付け以降、平均値が低下をしております、財政悪化の抑止効果が表れていると思われます。本市におきましては、実質公債費比率は悪化、将来負担比率は改善となりましたが、いずれも基準未満となりました。しかしながら、この健全化判断比率における早期健全化基準以上の団体というのは、夕張市1団体のみということで、地方公共団体の厳しい財政状況を鑑みますと、この指標が健全であっても財政状況

が思わしくない団体は数多く存在すると思われます。また、将来負担比率におきましては、社会保障関係費の増加や、公共施設の老朽化対策など山積する課題にかかる将来負担などは勘案されないこと。それから加えて、地方自治体財政は災害時における緊急の財政出動などで、短期間で容易に悪化してしまうこともあることから、今回の算定結果に安心することなく、長期財政見通しや、公会計における財務書類などを活用いたしまして、本市の財政状況を的確に把握し、将来にわたり持続可能な財政運営を図ってまいりたいと思っております。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問ございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 つぎに、報告事項に移ります。資料③、④令和4年度土浦市の財務書類について説明願います。

○山口財政課長 それでは、サイドブックスやはり一つお戻りをいただきまして、資料の③令和4年度決算土浦市財務書類分析要約についてをお願いをいたします。財務書類に関しましては、本編の令和4年度土浦市の財務書類と要約版がございます。今回は要約版のほうで説明をさせていただきたいと思います。まず、公会計におけます財務書類について簡単に説明をさせていただきたいと思います。官庁会計は、歳入歳出による現金取引のみを対象とした現金主義会計、単式簿記方式でございまして、こちらは現金の動きが分かりやすい反面、現金支出を伴わない減価償却費や、退職引当金等の将来負担などが把握しにくいことから、複式簿記による発生主義会計を導入いたしまして、資産や負債に関するストック情報や、将来の負担などを総合的に見るフルコスト情報等を把握することによりまして、現金主義会計を補完しようというものでございます。本市におきましても、平成27年度決算から、統一的な基準に基づく財務書類を作成公表しておりまして、類似団体等との比較や経年比較など、財政状況の多角的な分析を進めているところでございます。2ページのほうをお願いをいたします。具体的には、貸借対照表、それから行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書、この四つがですね、財務4票と呼ばれておりまして、一般会計に公共用地先行取得事業特別会計を含めた一般会計等、これは普通会計と呼ばれているものです。これに特別会計、公営企業会計を合わせた全体会計、さらには一部事務組合や外郭団体を含めた連結会計、この三つの会計それぞれに作成をしているというものでございます。今回は、このうち一般会計等分について説明をさせていただきます。2ページの図は、財務4票の相関関係を図解したものでございます。資金収支計算書は貸借対照表の資産の部分。純資産変動計算書は貸借対照表の純資産を捕捉するものとなっております。行政コスト計算書は純資産変動計算書の純経常行政コストの捕捉をするものになっているものでございます。3ページをお願いいたします。こちらは貸借対照表、一般的にバランスシートと呼ばれているもので、会計年度末における資産、負債、純資産の残高及び内訳を明らかにいたしまして、将来世代に引き継ぐ資産がどれだけあり、また将来世代が負担する負債がどれだけあるのかを表しているものでございます。まず、左側の資産は、行政サービスを提供するための公共施設等の固定資産や現金など、現時点での行政サービスの源泉となるものでござい

ます。このうちの固定資産は庁舎や学校などの公共施設等の事業用資産、道路や公園などのインフラ資産、物品から成る有形固定資産と、ソフトウェア等の無形固定資産、出資金や特定目的基金などの投資その他の資産から成っておりまして、このうち、有形固定資産におきまして、公共施設公用施設等の減価償却による価値の減少分が、資産の新規取得分を上回ったことなどによりまして、固定資産全体では、令和3年度と比べ、17億円余り減少しているというものでございます。流動資産は財政調整基金が減したものの、現金預金が増したことなどによりまして、前年度と比べ微増。固定資産と流動資産を合わせた資産合計は17億円減少し、1,826億8,500万円余りとなりました。また、右側の負債は、地方債や引当金など将来世代の負担となるもので、地方債残高の減少などによりまして、33億円余り減少し、741億4,400万円となり、資産から負債を差し引いた純資産、こちらはこれまでの世代が負担した正味の資産といえるもので16億円余り増加をいたしまして、1,085億4,100万円となったものでございます。将来世代に引き継ぐ資産、それから将来世代が負担する負債。共に減少しましたが、負債の減少が、市債の資産の減少を上回ったため、純資産は増加となったものでございます。こちら簡単に申し上げますと、公共施設、公用施設の経年劣化などによる減価償却によりまして、資産価値が減少いたしましたが、それ以上に、地方債総額の減少などにより、負債が減少したことにより、純資産が増加したというものでございます。近年この傾向が続いておりまして、純資産の増加は4年連続となったものでございます。4ページは貸借対照表における固定資産の明細です。取得と減価償却の関係で、取得が上回ればプラス、減価償却が上回ればマイナスとなるもので、減価償却によるマイナスのほうが多いことが伺えるものでございます。5ページは行政コスト計算書、6ページは行政コスト計算書の増減要因、7ページは純資産変動計算書でございます。本来であれば御説明させていただくところであるのですが、時間の関係もありますので、今回はちょっと割愛をさせていただきたいと思います。つづきまして、8ページをお願いいたします。資金収支計算書を図解したものです。資金収支計算書はいわゆるキャッシュフローといわれるもので、資金の流れを業務活動収支、投資活動収支、財務活動収支の三つの活動に分けて表示したものでございます。収支を性質別に区分することで、どのような活動に資金を充てているのかが分かるというものでございます。図のほうを御覧いただきたいと思います。上が収入、下が支出のグラフとなっております。中ほどに区分別収支の説明がございますけれども、業務活動収支は経常的な行政活動で収入は税金や交付税交付金など、支出は、投資財務活動以外の毎年継続的に行われている行政活動、行政サービスであり、収支を比べますと、上の収入が支出を上回っておりますので、収支はプラス。投資活動収支は、資産の増減を伴う収支で、収入は、公共施設整備等に対する国庫支出金など、支出は公共施設公用施設整備費などで、こちらは収支はマイナス。財務活動収支の収入は、地方債の借入れで、支出はその償還となりまして、現在は償還金のほうが上回っておりますので収支はマイナスというものでございます。この結果ですね、資金収支のトータルは右側に記載されておりますように、プラスの2億6,400万円となりまして、当年度期末の資金残高は、一番下にございます

ように、39億7,000万円となったものでございます。また、基礎的財政収支、歳入歳出から、地方債の借入れと償還などを差し引いた収支のバランスとなりますプライマリーバランス。こちらはですね、縦の赤い破線で区切られた部分となりまして、55億1,200万円のプラス、黒字となっているというものでございます。国でもプライマリーバランスの黒字化を目指しておりますけれども、本市では黒字となっているというところでございます。この資金収支計算書からは、業務活動収支の黒字分が投資活動収支に充当されまして、さらにその余剰分は地方債の償還に充当されたというものです。簡単に申し上げますと、税金や交付税、交付金などの業務活動収支、上の黄色い部分ですね。こちらが投資活動を除いた、各行政サービスにかかる支出。白の黄色い部分を上回っていますので、そのプラス分で投資的活動や、特に公債費の償還に充てられているというものでございます。以上が財務4票の説明となります。では、財務書類で何が見えてくるのかといいますと、9ページから15ページが指標を活用した分析というものでございます。こちら9ページに記載してありますように、五つの視点によって、類似団体との比較や経年の比較を行っているというものでございます。このうち抜粋して、主なものについて説明をさせていただきたいと思います。11ページをお願いいたします。まず、資産の状況では、3番の有形固定資産減価償却比率は、有形固定資産のうち、建物などの償却資産について、取得価格に対して価値の減少がどれくらい進んでいるのか。これ言い換えれば耐用年数に対して、資産の取得からどの程度経過しているのかを表しているというものでございます。この比率が高いほど施設の老朽化が進んでいるといえるものでございます。本市では減価償却による価値の減少分が取得分を上回っているため、年々増加しておりまして、令和4年度は、58.1パーセントとなりましたけれども、こちらは、近年、公共施設の更新を積極的に行ってきたこともありまして、総務省が公表している令和2年度の類似団体の平均値と比較いたしますと低い水準にございまして、施設全体の老朽化の程度は全体では比較抑えられているというものでございます。つづきまして、12ページの資産と負債の比率でございます。4番の純資産比率は、純資産合計を資産合計で除したものでございまして、総資産のうち、現役世代までが負担した返済義務のない純資産がどれくらいの割合であるかを表しておりまして、この比率が高いほど財政状況が健全であると言われております。令和4年度は、59.4パーセントと前年度と比較いたしますと1.4ポイント増加しました。純資産比率の増加は現世代までの負担によりまして、将来世代も利用可能な資産を蓄積したと言えますけれども、類似団体平均と比較しますとまだ低い水準にあるというものでございます。その下5番の将来世代負担比率は、資産に対する地方債の割合でございまして、社会資本整備のために将来償還が必要な地方債でどれだけ負担しているかを算出していただきまして、社会資本等の形成にかかる将来世代の負担比重を表しているものでございます。こちらは比重が高いほど将来世代の負担が重いというもので、令和4年度は27.7パーセントと、地方債総額の減少によりまして0.6ポイント改善いたしましたが、類似団体と比較すると、依然として高い水準となっているというものでございます。将来世代の負担が重くなっている理由は、近年、大規模事業を推進してまいりましたので、そ

の財源として地方債の借入れが増加し、地方債残高が類似団体と比較すると健全化の所でも御説明しましたように、二倍近く有していることが要因というものでございます。

13ページをお願いいたします。負債の状況です。6番の住民1人当たりの負債額でございますけれども、償還が進んだことによりまして、年々減少しているものの、類似団体と比較すると、負債額は大きくなっているというものでございます。7番の基礎的財政収支、プライマリーバランスは先ほどもお話ししたとおりプラスとなっており、現在はバランス良く財政運営が行われているのではないかと思います。しかしながら、平成29年度には、大規模事業に集中的に投資した結果、プライマリーバランスが大きなマイナスとなったこともございますので、今後公共投資が増加すれば、再びマイナスとなると可能性もあるということでございます。以上が財務書類や指標分析についての説明でございます。最後になりますが、財務書類の作成によりまして、経年比較や類似団体との比較分析を行えるようになりましたけれども、新型コロナウイルスの影響によりまして、この3年間決算総額の増減が、著しく指標分析にも大きな影響を与えているというものでございます。今後ですね、社会経済活動の回復によりまして、コロナ禍で膨らんだ財政が平時に戻っていくことで、財政状況を多角的に分析することが可能となりまして、マネジメントの強化、財政の効率化、適正化が図れるものと期待をしているものでございます。そのような中ですね、繰り返しになりますけれども、本市におきましては近年の大規模事業への投資によりまして、施設の老朽化の度合いは類似団体平均と比べて低い水準にある一方で、公共投資の財源は地方債で賄われることが多いため、将来世代の負担が重いという状況となっております。また、学校を含む公共施設の長寿命化にも着手をしております、今後公共投資と公債残高のバランスを考慮しながら、国債、地方債に過度に依存しない将来世代の負担が重くならないような、安定的な財政運営に努めてまいりたいと思っております。説明は以上です。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問ございますか。

○篠塚委員 最後のこの資産の負債比率とか負債の状況を見ますと、類似団体に比べると非常に厳しい状況にあるが、なぜこの数字になっているかというのは、投資的な経費があるということで分析がされているという理解でよろしいんですかね、これは。ただ、ちょっと数字が高過ぎるので、住民一人当たりの負債額とか結構高いので。ただ、これもこれから少しずつ健全化していく方向にするための施策は考えているという理解でよろしいんでしょうかね。

○山口財政課長 何度か説明させていただいておりますとおり、本市の地方債残高というのは非常に高い水準にございます。これは篠塚委員がおっしゃられたように、これまで公共投資を随分してきましたので、その際にはですね、どうしても一般財源だけでは賄いきれないということで、将来世代にも負担をしていただくということで借入れを行ってきた経緯がございます。今現在は、返還額のほうが借入額を上回っておりますので、年々地方債の残高っていうのは減少していったという状況でございます。今後ですね、また公共投資に重点的に投資していく時期がやってくるんだと思います。その時にはですね、また地方債を借りなければならないという状況でもございますので、今

のうちに返せるだけ返しておきたいというのが本市財政課としての今の考え方ということとでなるべく借入れをしないように今現在ではしているということでございます。

○篠塚委員 確認なんですが、施設の老朽化随分改善してきたと。今後、大規模改修をする計画はもうほとんどないということでよろしいですかね。それから、長期財政フレームの中で示されたように、財政調整基金がもう枯渇していくということで、新しい事業をするには、やはり費用対効果を考えてやらなきゃいけないということを検討してるということでよろしいですか。

○山口財政課長 今後の公共投資につきましては、3か年の事業実施計画とかそういったものでも示されていくとは思いますが、近々予定されているものは上大津東小学校の建替えがあるかと思えます。それから、スマートインターチェンジ。それから、インターチェンジ周辺の開発。そのあとは令和19年度が限界といわれております清掃センター、最終処分場。さらにその先になりますと、どうなるか分かりませんがTXの整備ということで、今、ある程度分かっているだけでもそれくらいの投資は今後もしていかなくてもならないのかなというふうに考えております。財政調整基金も長期財政見通しの中でだんだん減っていった枯渇する予想がされておりますけれども、なるべくそうならないようにはしていきたいと思っておりますが、今どうしても当初予算でもうすでに財源が不足してしまって、前年度の決算剰余金でそれを戻すというような財政運営になっております。今はうまく回っておりますので、財政的にも問題はないかなと思っておりますけれども、これ以上財源不足が膨らんでいったら、繰越金、決算剰余金が仮に少なくなると、今度は財政調整基金がどんどん減っていくような状況にもなってしまいますので、歳出改革、歳入改革も常に進めていかないと、将来的にはちょっと私共も不安も抱えているという状況でございます。

○篠塚委員 これはお願いなんですが、こういう指標を出していただいて状況が分かるというんですけど、ただ、これもう少し言葉の解説をしていただいているんですけども、もう文書として解説をしていただくともっと分かりやすいと思うんです。その辺も土浦市らしい財政状況の今後の計画とか、そういうものも分かりやすくしていただければ、もっとありがたいなと思えます。

○山口財政課長 御指摘ありがとうございます。こちらはもともと財務書類というのはすごく難しいもので、表だけ載せても難しいかなということで、分析なんかを載せるように近年しているんですけども、それでもちょっとなかなか、分かりにくいということもございますので、こちらは市民に公表するものでもございますので、御指摘のとおり、もっと分かりやすくしていきたいと思えます。御指摘ありがとうございます。

○篠塚委員 はい。よろしくお願いします。

○古沢委員 4年前と比較して、財政調整基金と起債準備基金だっけ。これは金額はどのぐらい置いてますか。

○山口財政課長 今年度の状況は持っているんですが、4年前と比較したものは持っておりませんので、本委員会の時に説明させていただきます。ただ、財政調整基金は4年前と比べますと、実際増えてはおります。

○奥谷委員長 細かい資料はまた本委員会で提示をいただくように、またその時でよろしいですか。

○古沢委員 はい。

○奥谷委員長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料⑤土浦市行財政集中改革プラン（仮称）の策定について、説明願います。

○元川行革デジタル推進課長 行革デジタル推進課でございます。サイドブックの資料⑤をお願いいたします。土浦市行財政集中改革プラン（仮称）の策定について、御報告させていただきます。本件につきましては、本市の行財政改革につきまして、現行の第6次土浦市行財政改革大綱及び同じく実施計画が、今年度をもちまして計画期間が満了となりますことから、新たな計画を策定するという内容のものでございます。なお、策定に当たりましては、さらなる取組効果の向上を目指しまして、従来の個別的な取組を集約するような手法の行財政改革大綱に変えまして、行財政運営の基本的な構造ですとか、あるいは手続き手法などの全庁的に影響のある事項について、短期間で集中的に取り組むための新たな計画といたしまして、こちらに記載がございます行財政集中改革プラン（仮称）を策定することを現在検討しているところでございます。具体的な内容につきましては、現在検討中という状況でございますが、資料の中ほどに図でお示しさせていただいておりますとおり、第9次土浦総合計画の行財政改革に関する基本目標となっております、効果的な行財政運営による持続可能なまちづくり。こちらに関する課題等を踏まえまして具体的な改革項目あるいは取組について、設定してまいりたいと考えております。策定につきましては内部会議といたしまして部長級職員で構成されます、土浦市行財政改革推進本部会議及び外部会議といたしまして、資料の2策定組織に記載の有識者7名からなります土浦市行財政改革推進委員会に諮りながら進めているところでございます。また、計画の内容につきましては3番策定内容（予定）とございますけれども、こちらに記載の事項を予定しておりまして、計画期間のほうは、4番計画期間（案）に記載のとおり、次年度からの3年間の計画としたいということで考えております。策定のスケジュールにつきましては5番スケジュール（案）に外部会議の開催の予定を記載させていただいておりますけれども、外部会議3回の会議を経まして、パブリックコメントを実施した上で、4回目の会議で内容を確定して、来年の3月の策定を目指しております。なお、12月議会の当委員会におきましては、パブリックコメントの実施についての報告と合わせまして、本計画案のほうをお示ししたいと存じます。簡単ですが説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、御質問はございますか。

○篠塚委員 第6次土浦市行財政改革大綱、それから第6次の土浦市財政改革大綱実施計画が終了するということで、これの実施計画に基づく評価等があればですね、本委員会等で出していただいて、それに基づいて今度新たなものを計画を作っていくんでしょから、それを出していただければと思います。よろしくお願いいたします。

○元川行革デジタル推進課 御意見ありがとうございます。現在内部で実施状況や今年度の状況も含めて、報告を募って、今取りまとめをしているところでございます。やはりおっしゃるとおり、この次のプランに結びつけていくための課題は其中で見えてまいるかと思しますので、そちらが取りまとめ次第御案内させていただきます。ありがとうございます。

○奥谷委員長 よろしく申し上げます。そのほか、ございますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料⑥土浦市と株式会社N T T ドコモ及びN T T コミュニケーションズ株式会社とのI C T活用によるD X推進に関する連携協定について説明願います。

○元川行革デジタル推進課長 行革デジタル推進課でございます。サイドブックの資料⑥になります。よろしくお願いいたします。土浦市と株式会社N T T ドコモ及びN T T コミュニケーションズ株式会社とのI C T活用によるD X推進に関する連携協定について御報告させていただきます。連携協定につきましては、昨年12月に東日本電信電話株式会社茨城支店との高齢者等のデジタル活用支援に関する連携協定、また本年6月に一般社団法人W E B解析士協会との中小企業等I C T支援に関する連携協定。こちらを締結いたしまして、本市のD X推進計画に位置付けておりますデジタルデバйд対策や、地域社会のデジタル化の取組を現在推進しているところでございます。今般本市と株式会社N T T ドコモ及びN T T コミュニケーションズ株式会社の3者により、2番の協定目的に記載のD X推進計画で基本方針として掲げております市民サービスの向上、行政事務の効率化、デジタル化のための環境整備等に関しまして、連携を強化して推進していくことを目的といたしまして連携協定を締結する運びとなりました。なお、こちらの2社につきましては、1番協定相手の中のアスタリスクで記載させていただいておりますが、株式会社N T T ドコモ。こちらにつきましてはキャッシュレス決済及び個人ユーザー向けの通信サービス事業者。また、その下のN T T コミュニケーションズ株式会社。こちらは、法人ユーザー向けの通信サービス事業者でございまして、前者が親会社、後者が子会社の関係になっております。連携協定して取り組む事項といたしましては、3番協力事項にございます1から5に記載のとおり、地域社会及び本市のD X推進に関するものでございまして、市内事業者を対象としたデジタル化、キャッシュレス化の無料相談会あるいは市職員を対象としたI C T講座などの事業を今のところ想定しております。実施事業の具体的な内容が決まりましたら、改めて報告させていただきたいと存じます。なお、4の締結式の開催にございますとおり、来月9月28日に、本協定の締結式を開催する予定でございます。報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○篠塚委員 協定事項の2番にネットワーク環境の向上とあるんですが、公共施設等にフリーW i - F iなどがまだ整備されてないと思うんですけども、これも含めて、検討していくということでよろしいのでしょうか。

○元川行革デジタル推進課長 おっしゃるとおり、公共施設等のほう、まだ不十分な点がございます。今回、資料の3、4番にございますとおり、内部の市の行政運営に係るDX推進とか、そういった部分もお手伝いしていただけるということです、その辺も相談できるような体制があれば、積極的に相談の上、検討してまいりたいと考えております。

○古沢委員 DXって意味が分からないです。すみません。

○元川行革デジタル推進課長 いつもそういう何か難しい用語ばかり出てくる資料なので、今回議会事務局のほうからも、用語の解説みたいなものがあつたほうがいいんじゃないかというような御提案いただきまして、今日の別添⑦という用語解説という一番最後に載っている資料を付けさせていただきました。こちらの1番のDXとはという部分に書いてございますように、デジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革することというような意味になっておりまして、今後も報告の中でいろいろ専門的な言葉が出てくると存じますが、こちらの用語の解説のほうを御参照いただければと存じます。

○古沢委員 Xはどんな意味ですか。

○元川行革デジタル推進課長 デジタルトランスフォーメーションの略でDXになります。

○奥谷委員長 次の本委員会で、もしその時分かれば。

○元川行革デジタル推進課長 用語解説をもうちょっと丁寧なものにいたします。ありがとうございます。

○奥谷委員長 ちょっと修正していただいて。できれば1枚プリントアウトして手元に持っていたほうが、分かりやすいかなと思いますので、そのあたりも次回、よろしくお願いします。ほかにございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料⑦DX推進関連各種施策の進捗状況について、説明願います。

○元川行革デジタル推進課長 行革デジタル推進課でございます。資料⑦をお願いいたします。1ページをお願いいたします。DX推進関連各種施策の進捗状況についてといたしまして、現在当課で進めております事業の状況について、御報告させていただきたいと存じます。それではまず1番チャットGPTの導入状況でございます。こちらは本年6月議会においても一般質問をいただきましたチャットGPTにつきまして、その際に答弁させていただきましたとおり、試験運用を実施の上、その結果を踏まえまして策定した運用基準に基づき、利用を開始する運びとなりました。試験運用に関しましては(1)に記載のとおり、本市のDX推進体制において、各取組事項協議機関として位置付けておりますDX推進会議ワーキングチーム。こちらにおいて、利用が想定されるセクションからメンバー22名を選出いたしまして、6月15日から6月30日までの半月間で実施いたしました。実施に当たっては、試験運用において利用してはならない情報ですとか、あるいは利用不可事項等を定めまして運用基準を示した上で、質問分野ご

とにチャットGPTの回答の速度、精度、他者の権利の侵害の有無、その有用性等について検証をお願いしたところ、全部で84件の事案について報告がございました。その結果を踏まえまして、利用対象業務を選定の上策定したものが（2）番チャットGPT運用基準でございます。運用基準の概要といたしまして、①利用可能職員。こちらは全職員。②利用可能業務につきましては、こちらに記載の1から6までの業務。③入力禁止項目。こちらは個人情報をはじめとする1から7に記載の項目といたしまして、④その他といたしまして、生成された文書を公文書として使用する時には個人情報等が含まれていないか、著作権等侵害していないかなどを精査するよう義務付けております。この運用基準に基づきまして、3番でございます記載のスケジュールにより、まず、無料版の3アカウントの運用につきましては、8月1日からすでに利用を開始しております。有料版については、9月からの導入を現在予定しているところでございます。つきまして、資料の2ページをお願いいたします。2ページの上のほうに記載がございます土浦市デジタルサポーター委嘱状況でございます。こちらの制度の導入につきましては、6月議会の事前委員会でも報告させていただきましたが、高齢者向けのスマートフォン操作方法講座等における講師やサポートスタッフとして、ボランティアで御協力いただける方を募集しましたところ、一般の市民の方をはじめ大学講師や学生など、多数の応募をいただき、7月25日に委嘱式を開催し、現時点で42名の方々に委嘱をさせていただいているところでございます。今後はこの後報告させていただきますスマートフォン講座、こちらのサポートスタッフ等で御協力いただく予定でございます。つきまして、3番スマートフォン操作スマートフォン講座開催状況でございます。今年度は6月30日の午前と午後、当課の職員を講師といたしまして、各課のDX推進委員にサポートスタッフとして御協力をいただいて、基本操作講座とインターネットアプリ講座を開催しております。受講後のアンケートでは参加者の8割から9割の方々から大変良かったとの回答をいただいております。また、資料では開催予定の一番上の段に記載がございますが、一昨日8月26日土曜日に開催いたしました基本操作講座につきましては、先ほど御案内させていただいたデジタルサポーターの方、4名の方々に御協力をいただきまして、少しでも多くの方に受講していただくよう定員当初10名だったんですけれども、20名に増員して実施して、17名御参加いただきました。今後の予定につきましては、開催予定の2段目以降に記載のとおり、こちらの講座への協力について話をいただいておりますソフトバンクと覚書を交わした上でデジタルサポーター、また庁内のDX推進員にも御協力をいただいて、9月に3回の講座を予定しております。うち、高齢者向けのスマホ、インターネット安全利用教室につきましては、広報用のチラシを4ページに載せておりますので、後程御覧になっていただければと存じます。つきまして、4番ICT支援相談室。こちらにつきましては、6月議会の事前委員会で連携協定の締結ということで御報告させていただきました一般社団法人WEB解析士協会との連携事業でございまして、土浦ブランドを認定事業者、また土浦市ふるさと納税返礼品提供事業者、こちらの方を対象に、売り上げや寄付額の増加を図ることを目的といたしまして、こちらの事業者の皆さんのホームページの構成ですとか、効果的なSNSの発信

などに関します個別相談を実施するというような内容でございます。2ページの下部から3ページ上部に記載がございますが、これまでに3事業者の方に実施しておりまして、今後を希望されている1事業者の相談を予定しているところでございます。3ページ下のチラシがこちらの事業のチラシになっておりますので、詳細につきましてはこちらのチラシを御参照いただければと存じます。最後4ページをお願いいたします。5番その他各種セミナー開催予定といたしまして、現在実施を予定しております二つのDX関連事業についての御案内でございます。一つ目が本市と包括連携協定を締結しておりますあいおいニッセイ同和損害保険株式会社の協力により実施いたしますDX入門セミナー、その下二つ目が一般社団法人WEB解析士協会によるInstagram活用術セミナーで、詳細につきましては、次の5ページと6ページに各事業の広報用のチラシを添付させていただきましたので、そちらを御参照いただければと存じます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○奥谷委員長 はい。ありがとうございます。ただ今の説明について、何か御質問ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 ちょっと私から1点。今御説明いただいた中で、4ページに、9月25日開催のスマホ、インターネット安全利用教室のチラシというか御案内が出ているんですけれども、具体的にどういったことをこの中で教えていただけるのか。例えば、メールを使いたいだとか、LINEをやってみただとか、あとはSNSを使ってみただとか、例示を2、3個出していただくと、デジタルにちょっと弱い例えば高齢者の方なども、こういうことであるのであれば、自分もちょっとやってみようかなというふうに動機がはつきりするのかなと思うんですが、その辺いかがでしょう。

○元川行革デジタル推進課長 御意見ありがとうございます。今委員長がおっしゃったそのスマホ、インターネット安全利用教室は、今のところ想定しているのが、モラル講座、情報モラルの部分で、何か働きかけをしたいというような御提案をいただきまして、今想定しているのが、スマホの利便性とか用語解説から始まって、ヒヤリハットみたいな事例への御案内とか、あとはその力試しとしてスマホデビュー検定みたいな形で、操作方法とかそういったものを今のところ予定しております。それで、おっしゃるとおり、ほかの基本操作方法とかいいましても、やはりなかなか内容まで網羅するのが難しいんですが、なるべく、こういったことをやりますということで、取組についても今後御案内も含めてしていきたいということで考えております。それで、基本操作方法講座を一昨日やったんですけど、私も人手不足でサポートスタッフとしてやったんですけど、電源の入れ方から、あとはその再起動の仕方ですとか、あとはちょうど今、花の写真のコンテストっていうのを農林水産課でやっておりまして、応募が少ないということがございましたので、花を持ち込んで撮って応募してみましようということで、そういった操作方法等。また、便利なアプリをダウンロードして使ってみましようということで、非常に皆さん楽しそうにやっておられたので、そういった内容も盛り込むとまた違ってくるかと思います。今後検討してまいります。ありがとうございます。

○奥谷委員長 よろしく願いいたします。あとよろしいでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、その他、市長公室からございますでしょうか。

○船沢市長公室長 私のほうから1点でございますが、先ほど古沢委員からお話ございましたDXのXの意味、私も今までDXという言葉そのもので、疑うことなくデジタルトランスフォーメーションというふうにインプットされているんですが、その意味について、興味がありましたので調べまして、その意味がですね、トランスという、英語の接頭語。トランスはいろんな英語で出てくるかと思うんですが、先ほど篠塚委員からおっしゃられたとおり、トランスの意味は、クロスという意味と同じ意味だそうです。英語では慣例的にトランスというのをXで省略するケースがございます、日本でも、中央の省庁のほうで、そういう背景を受けまして、一番最初2018年に経産省のほうで、DXレポートというもの作ったらしいんですが、その中で用語を再定義しまして、それ以来、DXという名前。トランスを慣例に従った形で、省略する形で、広まったということで今調べさせていただきましたので、御報告をさせていただきます。色々と御指摘ありがとうございました。私も勉強になりました。執行部からは以上でございます。

○奥谷委員長 ないようですので、委員の皆様から、執行部に何かございますか。

○篠塚委員 DX戦略については、委員会でも、先日視察をしてまいりましたし、会派でも同様の視察をしているので、各地区でいろんな形でDX戦略を考えているので、また、委員長どうですか。総務市民委員会の中で話し合っ、執行部に対しての提案をしていくというのも一つかと思えますので、今後検討いただければと。

○奥谷委員長 ぜひ、皆さんで御意見を出していただいて、我々で取りまとめたものも、執行部の皆さんに御提示できればというふうに思いますので、よろしく願いいたします。そのような形でよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○奥谷委員長 ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、ないようですので、市長公室の皆様は御退席していただいて結構です。ありがとうございました。暫時休憩いたします。11時20分再開いたします。

(市長公室退席)

【休憩：午前11時15分】

【再開：午前11時20分】

(総務部入室)

○奥谷委員長 休憩前に引き続き、会議を再開します。総務部の案件について、協議を行います。総務部資料に基づきまして、資料①地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例に関する条例(案)の制定について執行部より説明願います。

○塚本人事課長 人事課でございます。それでは、資料①に基づきまして御説明をさせていただきます。第3回定例会において議案として提出を予定してございます地方自治

法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）の制定について御説明いたします。1番の制定理由でございますが、本案につきましては、本年5月8日に、地方自治法の一部を改正する法律が公布となりましたことから、地方自治法、引用する土浦市監査委員条例及び土浦市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例に条ずれが生じたため、所要の改正を行うものでございます。つぎに、2番の制定内容でございますが、内容といたしましては、地方自治法の改正により、同法の条文を引用している土浦市監査委員条例及び土浦市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の条ずれを改めるものでございます。具体的には記載のとおり、（1）土浦市監査委員条例につきましては、第4条で引用しております地方自治法の条項をこれまでの第243条の2の2第3項から第243条の2の8第3項に改めるものでございます。また、（2）土浦市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例につきましては、第1条中、第243条の2第1項を、第243条の2の7第1項に、第243条の2の2第3項を第243条の2の8の8第3項に改めるものでございます。3番の施行期日でございますが、地方自治法の一部を改正する法律の施行日に合わせまして、令和6年4月1日でございます。なお、次の2ページにつきましては条例の案文、3ページにつきましては新旧対照表となっております。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 つぎに、資料②都和南小学校校舎棟及び屋内運動場棟長寿命化改良機械設備工事請負契約の締結について、説明を願います。

○皆藤管財課長 管財課でございます。サイドブックスの総務市民委員会資料②都和南小学校校舎棟及び屋内運動場棟長寿命化改良機械設備工事請負契約の締結についてをお開きください。本案件は、議会の議決を付すべき契約及び財産取得又は処分に関する条例第2条の議会に付さなければならない契約、予定価格が1億5,000万円以上の工事に該当いたしますことから、9月議会に議案として上程するものです。1ページをお願いします。名称は、都和南小学校校舎棟及び屋内運動場棟長寿命化改良機械設備工事。工事場所は、土浦市常名地内。工事内容は、記載の内容でございます。詳細は資料②別添で説明させていただきます。契約金額は、2億4,142万8,000円。契約の相手方は、市内本社の株式会社アクアプラントテック。契約の方法は、一般競争入札でございます。こちらの内容の契約について、議決をお願いするものです。2ページをお願いします。内容について、説明させていただきます。3番の工期でございますが、議会の議決を経た日から令和7年3月15日までの2か年というものになります。6番の契約方法でございますが、7月20日に、一般競争入札を実施したものでございます。7番の建物の概要ですが、校舎棟につきましては、RC造、4,157平米、地上3階建て。屋内運動場棟につきましては、鉄骨造、969平米、地上2階建て。どちらも昭和58年竣工となります。8番の工事の目的でございますが、工事予定の校舎棟と屋内運動場棟は、竣工から40年が経過し老朽化が著しいことから、土浦市学校施設長寿命化計画に基づき、施設を築後80年間使用することを目指し、長寿命化に必要な改

修工事を行うものです。3ページをお願いします。こちらは、都和南小学校の位置図で
ございます。4ページをお願いします。入札結果でございます。結果としましては、中
段に記載のとおり、3者から応札がございました。予定価格については、左下に記載が
ございます、税抜きで2億1,990万円。また、落札率については、99.81パー
セントでございました。恐れ入りますが、現在開いております資料②から一つお戻りい
ただき、資料②別添をお開きいただきますようお願いいたします。資料②別添の1ペー
ジをお願いします。工事概要でございます。まず、校舎棟の工事概要でございますが、
保健室にシャワールームの新設のほか、各階トイレに洗浄暖房便座の設置等の衛生設備
器具の改修工事、給水管・配水管の更新、受水槽及び給水ポンプ等の屋内外給排水設備
改修、消火設備改修、空調調和設備改修、換気設備改修が主なものでございます。つぎ
に、屋内運動場棟の主な工事内容につきましては、バリアフリートイレ新設に伴う給水
管、配水管、汚水中継槽の新設、換気設備新設、その他消火設備改修工事が主な内容と
なります。2ページをお願いします。工事のスケジュールとなります。一番上の仮設校
舎賃貸借でございますが、現在、仮設校舎の仮設工事を行っており、12月末より使用
を開始するものです。次の建築主体工事については、議会の議決が必要なことから、9
月議会に上程する予定であります。この後の資料3で説明させていただきます。中段の
機械設備工事が、説明させていただいている工事のスケジュールとなります。10月か
ら準備を始め、校舎棟については、令和6年1月から、屋内運動場棟については、令和
6年5月より工事に入る予定でございます。次の、電気設備工事については、議会案件
ではございませんが、9月末の入札を予定しております。資料②の説明は、以上でござ
います。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料③都和南小学校校舎棟及び屋内運動場棟長寿命化改良建築
主体工事請負契約の締結について、説明願います。

○皆藤管財課長 管財課です。サイドブックの資料③議案第72号都和南小学校校舎
棟及び屋内運動場棟長寿命化改良建築主体工事請負契約の締結についてをお開きくだ
さい。こちらの案件は、議会の議決を付すべき契約及び財産取得又は処分に関する条例2
条の議会に付さなければならない契約、予定価格が1億5,000万円以上の工事に該
当いたしますことから、9月議会に議案として上程するものです。1ページをお願いし
ます。名称は、都和南小学校校舎棟及び屋内運動場棟長寿命化改良建築主体工事。工事
場所は、土浦市常名地内。工事内容は、記載の内容のとおりでございます。詳細につい
ては、別紙で説明させていただきます。契約金額は、10億705万円。契約の相手方
は、市内に本社を有する(株)山本工務店と(株)折本工業との特定建設工事共同企業体
でございます。契約の方法は、一般競争総入札でございます。こちらの内容の契約につ
いて、議決をお願いするものです。それでは、内容について説明させていただきます。
2ページをお願いします。3番の工期でございますが、議会の議決を経た日から令和7
年3月15日まで6年度の2か年の工事でございます。6番の契約方法でございますが、

8月8日に、一般競争入札にて実施いたしました。7番の工事予定建物の概要ですが、校舎棟につきましては、RC造、4,157平米、地上3階建て。屋内運動場棟につきましては、鉄骨造、969平米、地上2階建て。渡り廊下につきましては、鉄骨造、87平米。全て昭和58年竣工となります。8番の工事の目的でございますが、都和南小学校の校舎棟と屋内運動場棟は、竣工から40年が経過し、老朽化が著しいことから、土浦市学校施設長寿命化計画に基づき、施設を築後80年間使用することを目指し、長寿命化に必要な改修工事を行うものです。3ページをお願いします。こちらは、都和南小学校の位置図でございます。4ページをお願いします。入札結果でございます。この案件は、特定建設工事共同企業体による入札として執行したものです。この特定建設工事共同企業体でございますが、資金力・技術力・労働力などからみて、一企業では請け負うことに負担が大きい工事に採用するもので、一つの工事を業者が共同で受注・施工する制度でございます。このJVとすることで、お互いに資金を出し合うことで資金力が増大し、1者当たりの負担が軽減されること。天災等により工事施工が不可能な状態に陥った時や、こちら2か年の工事になりますので、途中で経営不振による倒産に至った時などでも、他の構成員が工事を施工することで、工事に対するリスクを分散できることなどにより、工事の安定的施工が確保できるものでございます。これらのことから、通常ですと市内建築A等級を対象に入札を行うところでございますが、今回の予定価格が、税込みで10億1,954万6,000円であり、通常行っております市内建築A等級業者1者での請負では工事規模が大きいこと、また、近年行ってきた大規模建築工事、都和小学校や消防本部、水郷プール等においても、今回同様のJVで執行しておりますことから、今回もこちらの内容で執行したものです。つぎに、入札結果については、中段に記載のとおり、2共同企業体から応札がございました。予定価格については、左下に記載がございますとおり、税抜きで9億2,686万円。落札率は、98.77パーセントでございました。資料③から一つお戻りいただき、資料③別添をお開き願います。1ページをお願いします。校舎棟の主な工事内容について、御説明いたします。左側の校舎の写真を御覧いただきまして、外部工事ですが、①の屋上防水改修は、ウレタン塗膜防水遮熱仕上げを施し、躯体や建物への漏水を防ぎ、建物の劣化防止を図ります。②外壁の塗装及び④の軒天については、高圧洗浄後に再塗装し、鉄筋の腐食対策を。③外部の建具につきましては、窓ガラスを遮熱のペアガラスにすることで、断熱化、省エネ対策を図ります。つづきまして、校舎内部についてですが、右側の校舎図面を御覧いただいて、①のエレベーター新設工事は、給食用専用昇降機を人・貨物兼用のエレベーターとし、バリアフリー対策を図ります。②の保健室シャワーブースは、怪我、汚物等の洗浄、熱中症対策として新設します。③1階にオープンスペースの新設。④2階には図書室とオープンスペースを一体化してオープンスペース化いたします。その他、共用教材室の新設、廊下・教室間の可動間仕切り化、黒板・児童用ロッカー等の更新、壁・天井・床内装仕上げ更新を行うものです。ここで、本市のエレベーター設置状況及び車椅子の生徒の在籍状況ですが、現在土浦小学校、真鍋小学校、都和小学校、新治小学校に設置済みでございまして、今年度土浦小学校と都和小学校には、車椅子を使用する児童

が在籍している状況でございます。また、土浦一中については、土浦小学校の児童が次年度に進学を予定しておりますので、今設置に向け工事を実施しております、8月末にでき上がり、2学期から運用ができるといった状況でございます。つづきまして、土浦三中でございます。こちらは、荒川沖小学校から本年4月に車椅子を利用する生徒が入学したところでございます。土浦三中への進学が確認できておりましたので、令和4年度中の完成ということで進めていたのですが、コロナ等で資材が入らないということで、工期が延長となりまして、8月末に完成、2学期から運用開始という予定であります。1学期につきましては、車椅子の方には自力で階段等を昇降していただいたという状況でございます。また、土浦四中につきましては、長寿命化改良工事の実施中でして、令和5年度末に完成を予定しているところでございます。本日説明をさせていただいております都和南小学校についても、令和6年度末に完成予定でございます、今後のエレベーター設置のスケジュールにつきましては、校舎棟の長寿命化改良工事の際に、順次設置を図っていくといったところでございます。また、予定とは別に児童・生徒が在籍を予定しているということがあれば、長寿命化改良工事とは別に予算を取って、工事をしていければというふうに考えているところでございます。つづきまして、2ページをお願いします。屋内運動場棟の工事内容でございますが、最初に外部改修でございます。①の屋根改修でございますが、現在の屋根に断熱材を布いて、その上から金属製の屋根を覆い被せることで断熱化を図ります。②外壁塗装上塗りと④の軒天塗装改修でございますが、現在の塗装を高圧洗浄し、現在の塗装の上から再塗装を行います。③外部建具更新では、現在の窓を省エネ対策として半分程度まで面積を減らしたうえで、遮熱・ペアガラスとして、省エネ対策を図ります。つぎに、内部の改修ですが、右側の立面図、平面図を御覧ください。①のアリーナ床については、現在の木製から長尺塩ビシート化するものです。多くの屋内運動施設で採用されており、クッション性があり、怪我をしにくい、溝がなく、衛生的であるなどの利点がございます。②内部仕上改修は、現在の木造内壁を撤去し、断熱材を吹き付け、新しい木製壁材に張替えいたします。③バリアフリートイレの新設は、屋内運動場の正面入り部分に新設いたします。④ステージの床については、現在の木製床を研磨し、再塗装するものです。⑤の内部格子戸新設は、正面入り口以外の5か所のドアの内側に、換気のため出入口を開放して使用する際に、ボールなどが外に飛び出さないように設置するものです。3ページをお願いします。スケジュールですが、建築主体工事は、10月から準備に入り、建築工事は、校舎棟については1月中頃から、屋内運動場棟については、5月頃から実施するものです。資料③の説明は、以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料④川口運動公園野球場スコアボード改修工事請負契約の締結について説明願います。

○皆藤管財課長 管財課でございます。サイドボックスの資料④川口運動公園野球場スコアボード改修工事請負契約の締結についてをお開きください。こちらの案件は、議会

の議決を付すべき契約及び財産取得又は処分に関する条例 2 条の議会に付さなければならぬ契約、予定価格が 1 億 5, 000 万円以上の工事に該当いたしますことから、9 月議会に議案として上程するものです。1 ページをお願いします。名称は、川口運動公園野球場スコアボード改修工事。工事場所は、土浦市川口二丁目地内。工事内容に記載の内容でございます。詳細は次ページで説明させていただきます。契約金額は、2 億 5, 850 万円。契約の相手方は、市内に本社を有する雅電設（株）でございます。契約の方法は、一般競争総入札でございます。こちらの内容の契約について、議決をお願いするものです。それでは、内容について説明させていただきます。2 ページをお願いします。1 番、2 番については、記載のとおりです。3 番の工期でございますが、議会の議決を経た日から令和 6 年 3 月 15 日までです。4 番、5 番についても、記載のとおりでございます。6 番の契約方法でございますが、8 月 8 日に一般競争入札にて執行いたしました。7 番の工事の概要でございます。表示部改修工事については、現在の磁器反転方式からフルカラー LED に変更させていただくのと、時計、スピードガン設備についても更新いたします。画面サイズについては、幅 16.64 メートル、高さ 5.44 メートルでございます。つぎに、サブスコアボード更新工事は、バックネット裏に設置されているもので、幅 2.3 メートル、高さ 1.2 メートルほどの大きさのものに更新するものです。つづきまして、電源設備工事でございますが、システム更新工事に伴いまして、操作室内部や既存電気設備の改修を行うものです。なお、スコアボードの構造体と表示面以外の内外装については、既存のものを利用するものです。8 番の工事の目的でございますが、既存のスコアボードは平成 23 年に設置され、老朽化しておりますことから、フルカラー LED に更新することで、認識性やメンテナンス性の向上を図るものです。3 ページをお願いします。工事の位置図になります。4 ページをお願いします。上の写真が現在のスコアボードで、下の写真が改修後のイメージとなります。今回の改修工事では、下のイメージ写真の左側にある、時計や、ボール、ストライク、アウトカウントを表示する部分が、右側に配置されます。5 ページをお願いします。入札結果でございます。中段に記載のとおり、3 者から応札がございました。予定価格については、左下に記載がございますとおり、税抜きで 2 億 3, 826 万円。落札率は、98.63 パーセントでございました。資料④の説明は、以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○古沢委員 平成 23 年と言いましたね。建設した日にち。12 年間くらいで老朽化しちゃうんですか。こういうものは。

○永木スポーツ振興課係長 老朽化という表現をさせていただきましたが、製造メーカーのほうで、この磁気反転式の装置が製造中止となっておりまして、ここ数年間は中古部品を調達して、修繕を重ねているという状況が続いておりました。

○奥谷委員長 ほかにございますか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 つぎに、資料⑤財産の取得について、荒川沖消防署配置災害対応特殊救急自動車購入について、説明願います。

○皆藤管財課長 管財課です。サイドブックの資料⑤財産の取得について、荒川沖消防署配置災害対応特殊救急自動車購入をお開きください。こちらの案件についても、議会の議決を付すべき契約及び財産取得又は処分に関する条例第3条の議会の議決に付さなければならない、予定価格が2,000万円以上の動産の取得に該当いたしますことから、9月議会に議案として上程するものでございます。1ページをお願いします。名称は、荒川沖消防署配置災害対応特殊救急自動車購入。契約金額は、3,674万円。契約の相手方は、県内のひたちなか市に本社を有するコーケンネットワークス（株）でございます。契約の方法は、指名競争入札でございます。こちらの内容の契約について、議決をお願いするものです。それでは、内容について説明させていただきます。2ページをお願いします。1番は記載のとおりでございます。2番の納入場所については、土浦市消防本部でございます。3番の期間については、議会の議決を経た日から令和6年3月22日までの納期でございます。6番の契約方法は、6月23日に指名競争入札にて執行いたしました。7番の目的でございますが、配置後10年が経過する性能の低下及び老朽化が著しい車両の更新を行い、消防力の維持・向上を目的とするのです。9番の旧車両を御覧ください。平成26年2月登録。走行距離が19万8,450キロメートル。こちらの車両の更新でございます。8番の補助でございますが、総務省が行っております緊急消防援助隊設備整備事業費補助金の交付が内定しており、その補助額は1,481万8,000円でございます。3ページをお願いします。購入予定車両の概要でございますが、緊急援助隊応援車両としての登録要件に合致した車両で、4輪駆動、高度救命処置に必要な各種救急資機材を装備・積載していることなどがございます。4ページをお願いします。入札結果でございます。災害対応特殊救急自動車は、特殊車両であり、販売元が限られていることから、中段に記載のとおり、5者による指名競争入札を実施いたしました。予定価格は、左下に記載がございます税抜きで3,636万3,000円で、落札率は91.85パーセントでございました。資料⑤の説明は、以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問ございますでしょうか。

○小坂委員 ちょっとあまり私よく分からないので、教えていただきたいんですが、補助というのがありまして、1,481万1,000円ということで。これは例えば、緊急車両とか消防車両は、必ずこういう補助金額が、パーセンテージなのか、金額はわかりませんが、つくんでしょうか。その辺ちょっと御説明お願いいたします。

○皆藤管財課長 まず、今回の補助は、緊急消防援助隊の新設整備事業費補助金でございまして、この補助金の交付要綱に、救急車や消防車の規格がございます。その規格に合致した車両を購入すること。それと、車を購入後、国の緊急消防援助隊にその車両を登録することで、補助金が受けられると。条件で登録を受けられると。また、その補助率でございますが、この要綱には補助基準額というのがございます。その2分の1の補助を受けられるといった内容になってございます。もう一つ、こちらとは別に、防衛施設周辺消防施設整備事業補助金というものが、あと一つあるということでございます。こちらにつきましては、消防庁の補助要綱の中に、やはり基準がございまして、その基

準額の3分の2の補助を受けられると。この二本立てということでございます。

○小坂委員 ありがとうございます。そうすると、緊急援助隊という名目なんで、その時は出動するということなんでしょうか。

○皆藤管財課長 こちらは、例えば、災害の発災地で、市町村長または都道府県知事、あるいは消防庁のほうから、出動の要請がありましたら、都道府県単位で部隊を編成して出ていくといったものでございます。今一番近いものでは、令和3年7月の熱海の時には、土浦市の消防本部でも出動したということで伺っております。

○篠塚委員 確認なんですけど、前回、緊急車両の購入の際に辞退という事態があったと思うんですが、価格が合わないからとか、書類が入ってこないとか。そういうことは、今回はないようにしっかり調べて、契約を結ぶような方向になっているんでしょうか。

○皆藤管財課長 はい。今回は各仕様書に基づきまして、入札をさせていただいた結果、1回で落札したということでございますので、内容的には問題はなかったのかと。

○篠塚議員 前回も内容的には問題なかったけど、後から辞退ということがありましたんで、こういう特殊車両でありますので、その辺をよく注意していただきたいと。もう1点。ちょっと関係ないことかと思うんですが、交差点に緊急車両が侵入する場合の事故等が発生してるんですが、今乗用車の密封性がよくて、外の音が聞こえないような状況でもありますし、大音量で車のスピーカーをかけて、走っている車もあったりするんで、交差点内に侵入するときに、それは分かるような、音を変えたりとかですね、緊急のサイレンの音を変えたりとか、そういうようなことは今あるんでしょうかね。どうなんでしょうか。

○磯山消防総務課長 サイレンなんですけど、電子サイレンとモーターサイレンという二つのサイレンを消防車、救急車は備えております。通常は電子サイレンで走っているんですが、交差点、または気をつけなくてはならない、人が多いような時は、モーターサイレンを鳴らし、なおかつ、拡声器を使って、直進します、左に曲がります、右曲がります、御注意くださいなどの喚起をしながら、走行しております。以上でございます。

○古沢委員 これ入札の結果の所を見ますと、応札しているのは、茨城日産自動車とか茨城トヨタ自動車、あと落札したコウケンネットワーク（株）。内部の機器というのは、そういう企業が自動車メーカーから車両を購入して、それを設置するんですか。それとも、自動車メーカーが既に設置したものをそのまま購入するのか、どちらなんでしょう。

○磯山消防総務課長 救急車の場合は、車両の業者と、あと車両も扱っていますが、医療機器の許可を持っていないとできないということがありまして、救急車実際作ってるのはトヨタ自動車なんですけど、そちらの茨城のディーラーは、医療器具の資格も持つてると。医療機器屋さん、医療器具の規格を持ってて、なおかつ車を扱うこともできるということで、この五つの会社かと思います。以上でございます。

○奥谷委員長 ほかにございますか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 つぎに、資料⑥財産の取得について、神立消防署配置災害対応特殊化学消防ポンプ自動車Ⅰ型購入について、説明を願います。

○皆藤管財課長 管財課でございます。資料⑥財産の取得について、神立消防署配置災害対応特殊化学消防ポンプ自動車Ⅰ型購入についてをお開きください。こちらの案件は、議会の議決を付すべき契約及び財産取得又は処分に関する条例第3条の議会の議決に付さなければならない、予定価格が2,000万円以上の動産の取得に該当いたしますことから、9月議会に議案として上程するものでございます。1ページをお願いします。名称は、神立消防署配置災害対応特殊化学消防ポンプ自動車Ⅰ型購入。契約金額は、7,843万円。契約の相手方は、東京都八王子市が本社の日本機械工業（株）本社営業部でございます。契約の方法は、指名競争入札でございます。こちらの内容の契約について、議決をお願いするものです。それでは、内容について説明させていただきます。2ページをお願いします。1番については、記載のとおりでございます。2番の納入場所については、土浦市消防本部でございます。3番の期間については、議会の議決を経た日から令和6年3月29日までの納期でございます。4番、5番については、記載のとおりでございます。6番の契約方法は、6月29日に、指名競争入札にて執行いたしました。7番の目的でございますが、配置後15年が経過する性能の低下及び老朽化が著しい車両の更新を行い、消防力の維持・向上を目的とするものです。9番の旧車両といたしまして、平成20年度に配置したもので、走行距離が82,570キロメートル。こちらの更新を行うものでございます。8番の補助でございますが、先ほどの救急車と同じでございますが、総務省が行う緊急消防援助隊設備整備事業費補助金の交付が内定しており、その補助額は1,918万1,000円でございます。3ページ、4ページが購入予定車両の概要でございます。緊急援助隊応援車両としての登録要件に合致した車両で、4輪駆動の消防専用ダブルキャブ型シャシに、1,500リットル水槽、300リットル泡消火薬液槽、泡消火薬剤混合装置などを装備しております。5ページをお願いします。入札結果でございます。消防車両は、特殊車両であり、製造元が限られているため、中段に記載のとおり、7者による指名競争入札を実施いたしました。予定価格は、左下に記載がございます税抜きで7,136万3,000円で、落札率は99.91パーセントでございました。資料⑥の説明は、以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○篠塚委員 車種のメーカーがですね、一度問題を起こしたメーカーだと思うんですが、この辺の選定は大丈夫なんですかね。ちゃんと車両は入ってくるんでしょうか。

○磯山消防総務課長 昨年度も議員より御質問いただきまして、昨年購入しました、水Ⅱ消防車と同じ車種でございますので、排ガス等问题なく、年度内には納入できるということを、メーカーから伺っております。以上でございます。

○篠塚委員 それから、入札価格なんですが、非常に厳しい価格で、前回もそうだと思うんですけども、入札をする査定の金額というのは、やっぱり今材料費とかいろいろ上がっていて、変わってきていて、ちょっと金額が想定より上回ってしまったということなんじゃないかな。

○磯山消防総務課長 当初予算を取るときに、見積もりをいただきまして、それで査定をもらっているんですが、予算がついて実際執行となる頃には、物が値上がりしてしま

うのかなと。物価上昇分が予算要求時より早く上がってしまっているから、価格がここまで上がってしまっているのかなというところで、それ以上のことは、私から申し訳ございません。

○篠塚委員 こういう緊急車両とか査定をするのは難しいかと思うんですが、ないと非常に困ってしまうものなので、余裕を見た査定をできるように、また執行部のほうもそれを通していただけるように、御検討いただければと思います。

○磯山消防総務課長 どうもありがとうございます。これから十分気をつけて、また予算要求したときに、よく担当者と話し合いながら、予算をつけていただきたいと思います。ありがとうございます。

○奥谷委員長 そのほか、ございますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料⑦土浦市税条例の一部改正(案)について、説明願います。

○田中課税課長 課税課でございます。サイドブックスの資料⑦をお願いいたします。土浦市税条例の一部改正(案)について、説明させていただきます。令和5年度の税制改正により、早急に対応が必要な条項につきましては、専決処分を行い、5月の臨時会で報告し、令和5年7月1日に施行日が到来する電動キックボードの税率につきましては、6月議会へ議案として上程し、議決をいただきました。今回の改正につきましては、施行期日がこれから到来するものを、議案として上程させていただくものでございます。それでは、資料の1ページをお願いいたします。1番の改正の内容について、(1)の個人市民税関係から説明させていただきます。今回の主な改正としましては、①の森林環境税の導入に伴う改正でございます。はじめに、森林環境税などについて、説明いたします。2ページをお願いいたします。日本における温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止などを図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年度税制改正において、国税である森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。この森林環境税につきましては、令和6年度から賦課徴収が開始されるものでございます。1番目の森林環境税の創設につきましては、(1)の納税義務者等が国内に住所を有する個人の方で、(2)の税率は年額1,000円となります。2番目の賦課徴収につきましては、市町村が個人住民税の均等割と併せて徴収します。下の表を御覧ください。令和5年度までの個人住民税均等割につきましては、年額6,000円で、内訳としましては、市民税が3,000円、県民税が2,000円で、このうち県民税には森林湖沼環境税1,000円が含まれます。さらに復興税として、市の分500円・県の分500円、合わせて1,000円となっております。令和6年度から森林環境税の賦課徴収が開始されますが、復興税の賦課徴収は、令和5年度で終了することから、均等割額の年額に変更はありません。3番目の森林環境譲与税について、説明いたします。森林環境税は国庫に納付されたのちに、森林環境譲与税として都道府県、市町村に譲与され、森林整備、人材育成・担い手の確保及び木材利用などの事業の財源として充てられます。なお、森林環境譲与税の譲与は、制度創設後の令和元年度から先行して開始されております。以上が、森林環境税に関する説明でございます。申し訳ありません、1

ページにお戻りください。この森林環境税導入に伴い、個人の市民税の徴収の方法、納税通知書、給与所得及び公的年金等に係る特別徴収などに関する規定に森林環境税を盛り込む改正を行うものでございます。施行日は令和6年1月1日からで、下の表にあります条文を改正するものでございます。つづきまして、②の給与所得者の扶養親族等申告書の簡素化による改正でございます。前年に提出した扶養親族等申告書と記載事項に異動がない場合は、異動がない旨を記載した申告書を提出することができることとする規定を新設するものでございます。施行日は、令和7年1月1日でございます。つづきまして、(2)の軽自動車税関係でございます。エンジンの燃費・排ガス試験等の不正を行った場合に、自動車メーカーを納税義務者とみなして、環境性能割及び種別割の納税不足額を徴収する際に、加算する割合を10パーセントから35パーセントに引き上げられたことによる改正でございます。施行日は、令和6年1月1日でございます。3ページが、改正する条例案でございます。6ページからが、新旧対照表でございます。説明は以上でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 そのほか、執行部からございますか。

○塚本総務部長 ございません。

○奥谷委員長 ないようですので、委員の皆様から執行部にございますか。

○篠塚委員 先日、令和4年度のふるさと納税の状況が発表になったと思うんですが、土浦市のふるさと納税の経過とか内容とかですね、それから、土浦市民の方がふるさと納税を利用して、土浦市の市税が減収になった分等が分かれば、教えていただきたいと思うんですが。

○北島納税課長 資料の説明をさせていただきます。1点目は、ふるさと土浦応援寄付金の金額の推移でございます。下の表の一番下にございますとおり、令和4年は、4万567件、5億838万9,000円の寄付をいただいております。令和3年はコロナ関連の農水省の補助を受けた、通常より量の多い農産物などの返礼品に人気が集まりまして、6億円を超える寄付をいただきましたが、近年はおおむね4億から5億の間を推移しているといった状況でございます。2点目は、寄付額に対する経費の割合でございます。ふるさと納税は、寄付金額に対し返礼品を3割以内、配送料などの経費を含めて5割以内とすることとされております。令和4年のように、およそ5億円の寄付の場合には、5割の経費を差し引いた残りの5割、約2億5,000万円程度が市町村に入り、地域活性化などに使用できる金額となつてございます。5割かかる経費の内訳でございますが、返礼品が3割、配送料が1割、その他ポータルサイト等に払う委託料などが約1割で、どこの市町村においてもこの5割以内に収めるのに苦慮しているといった状況でございます。参考までに令和4年の本市の経費割合は48.3パーセントといった状況でございました。ページをおめくりいただきまして、こちらが御質問にもございました市民税の税額控除額の推移でございます。土浦市民が他市町村に寄付をした場合、翌年の市民税が控除されることとなりますので、本来土浦市に市民税として入って

くる金額が減少することとなります。ふるさと納税の人気の合わせまして、土浦市民もふるさと納税制度を利用する人が年々増えている状況でございます。令和4年の寄付による、令和5年度の税額控除額はおよそ3億となっており、この分が減収となります。しかしながら、アンダーラインのところでございますとおり、減収になることで、住民サービスの低下につながらないよう、全額がマイナスとなるわけではなく、控除額の75パーセントは交付税により措置されることとなっております。最後に4番目でございます。土浦市の返礼品の割合でございます。特に人気のあるのが豚肉で、寄付額全体の6割以上を占めており、次いで米が約2割で、豚肉と米だけで全体の約8割を占めているといった状況でございます。次ページには人気の高い返礼品の画像をつけさせていただきましたので、御覧いただければと思います。今後も寄付額の増加につながるよう、積極的に取り組んでまいりますのでどうぞよろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

○篠塚委員 ありがとうございます。返礼品なんですが、土浦市には建築機器の大きなメーカーがありますので、そういうものを、桁がちょっと大きくなると思うんで、そういうのが1台行けば、もっと納税が増えるとかいうのもあるんで、そういうのも含めてですね、ハウジングメーカーもございますでしょうし、いろんなことも含めて御検討いただければと思います。

○北島納税課長 ありがとうございます。御案内のとおり、本年からふるさと納税推進室を納税課内に設けましたので、積極的に営業活動等を実施しまして、新規の返礼品開発、こういったものに取り組んでまいりたいと考えております。ありがとうございます。

○奥谷委員長 そのほか、ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 ないようですので、総務部の皆様は退席してで結構です。

(総務部退席)

(市民生活部入室)

○奥谷委員長 それでは、引き続き、市民生活部の案件について協議を行います。市民生活部資料に基づきまして、資料①第18回土浦市環境展、土浦市消費生活展2023の合同開催について、執行部より説明を願います。

○日高環境保全課長 環境保全課でございます。市民生活部フォルダ内の資料の①をお開き願います。第18回土浦市環境展、土浦市消費生活展2023の合同開催について御説明申し上げます。令和元年度から、より多くの皆様にお越しいただけるよう合同開催とし、また、場所を霞ヶ浦文化体育会館に移したところでございましたが、台風やコロナの影響で開催できず、昨年度、4年ぶりに開催することができました。今回は実質2回目の合同開催となります。資料に記載のとおりでございますが、今年度は10月7日土曜日の9時30分から霞ヶ浦文化体育会館、大体育室において開催いたします。内容につきましては、5番に記載のとおり、環境展及び消費生活展でのパネル展示や啓発活動のほか、ステージイベントを予定しております。なお、総務市民委員会委員の皆様

には、改めて議員タブレットのメールにて御案内を差し上げる予定でありますので、当日は御出席賜りますようよろしくお願いいたします。また、当日体育館前広場では、こどもまつりが10時から、グリーンフェスタ土浦が10時30分から開催される予定でございます。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、質問ございますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料②公用車に係る物損事故の和解について説明願います。

○羽成環境衛生課長 環境衛生課でございます。公用車に係る物損事故の和解につきまして御説明申し上げます。資料は同じフォルダの資料②を御覧いただきたいと存じます。本件は車両相互による物損事故でございまして、本年5月29日月曜日の午後3時30分頃、清掃センター職員が、現場へ向かう途中、真鍋3丁目、1749番地付近、市道2級21号線の緩やかなカーブにおきまして、相手方車両とすれ違う際に、当方運転席側の後部ボディ上部と相手方の運転席側サイドミラー、こちらが接触したものでございます。この際、当方車両には損傷はございませんでした。対物賠償といたしまして、破損した相手ミラーの修理代、過失割合50パーセント分の9万9,020円を支払い、今月、8月18日に和解したものでございます。なお、こちらの修理代につきましては、保険にて対応しております。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、同日付で示談についての専決処分を行いましたので、同法180条第2項の規定に基づき、第3回定例会に報告をさせていただきます。説明につきましては、以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 そのほか、市民生活部からございますでしょうか。

○真家市民生活部長 特にございません。

○奥谷委員長 ないようですので、委員の皆様から執行部に何かございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 ないようですので、市民生活部の皆様は、御退席していただいて結構です。ありがとうございました。委員の皆様は、協議事項がございますので、そのままもう少々お待ちください。

(執行部退席)

○奥谷委員長 それでは、引き続き、7月に総務市民委員会を代表して派遣されました台南市への表敬訪問について、私のほうから御報告をさせていただきます。タブレットの本日開催のフォルダにですね、資料を2点ございます。まず、友好交流都市台南市訪問についてという資料。こちらには、台南市の概要、参加者名簿。あとはスケジュールの詳細、市庁舎に訪問した際の詳細。また、自転車の体験もございましたので、その概要等について、記載をさせていただきますので、御確認をいただきたいと思います。もう1点、別の資料といたしまして、表敬訪問に伺いましたその後の報告書を作成しましたものを登載しておりますので、そちらも併せて御覧いただきたいと思います。

7月の20日から23日の3泊4日で、台南市に行ってまいりました。2日目にですね、台南の市内に昨年9月に新しくオープンをしました青果卸売市場を視察させていただきました。台南は非常にフルーツが豊富な場所ございまして、新しい市場の中にですね、マンゴー、バナナ、スイカ、パイナップル、また、それらのフルーツの加工品等が所狭しと並んでおりまして、いくつか御案内をいただきながら試食をさせていただきましたけれども、非常に美味しくですね、10数年前に私も台湾に伺ったことありますけれども、当時から比べると非常に甘みも強くなって、品種改良等も進んでいるのかなというふうに感じたところであります。その午後にですね、まずは台南の市議会を訪れまして、副議長に対応いただきました。その後、意見交換ということで、安藤市長のほうから御指名いただきまして、発言の機会をいただいております。6月議会で国際交流についてということで、一般質問に立たせていただきましたが、その中で少しお話をさせていただいた市民同士の交流、草の根の交流について、やはり台南に足を向けていただくためのインセンティブ、台北から新幹線で南に大体1時間半ぐらいの距離にありますので、なかなか足を延ばしていただく動機付けというのが必要かなというふうに私も感じておりましたので、そういったことを土浦の市議会で提案をしましたという話をさせていただいた上で、ぜひ台南の中でもですね、土浦市民が訪れた際のインセンティブについて、協議をして欲しいということを、少し先走った話だったかもしれませんが、そういった御提案をさせていただいたところ、先方の台南市の副議長からは、市議会としてもぜひそういったことも検討したいと。ぜひ、土浦の皆さんに台南に来ていただきたいというような前向きなお話をいただいたというところございまして。そのあと、台南市長と面会をさせていただいて、具体的に土浦と台南でどういった交流ができるかというところについても意見交換をさせていただいたというところございまして。3日目には友好交流協定の項目の中に自転車、サイクリングというところも含まれておりましたので、実際に台南市のサイクリングロードを走らせていただいて、台湾のサイクリング事情というの、肌で感じてまいりました。海沿いの非常に風光明媚な場所、そして古い町並みがあったりですね、商店街があったりということで、走っていても非常に楽しいルートになっております。土浦のりんりんロードに目を向けてみますと、平坦で非常に走りやすいところではあるんですが、なかなかちょっと面白味というか、県内外の方に来ていただいた、また、地元の老若男女が楽しめるような、そういったちょっと仕組みが足りないのかなというふうに感じて帰ってまいりましたので、あちらの事業は、県と一緒にやっていかなければいけない事業でもあります、そういったところを少し力を入れなければいけないのかなというところも感じて帰ってきました。今後、台湾と最初に何ができるかなということでありますが、青果市場に伺って、フルーツを食べさせていただきましたけれども、台湾のフルーツを御紹介するような、台南のフルーツフェアのようなものをきっかけとして、土浦と台湾台南市が、これからさらに交流を深めていければいいのかなということも感じて帰ってまいりました。今回はこのような機会をいただいて、表敬訪問させていただきました。本当に皆さんには感謝を申し上げます。ありがとうございました。私からの報告は以上でございます。何かございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、表敬訪問についての報告は終了としたいと思います。以上で総務市民委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。